

## **[事案 2021-140] 契約内容変更請求**

・令和4年3月17日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、特約の継続を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成3年9月に契約した終身保険について、以下の理由により、積立配当金により保険料払込期間満了後の特約保険料が支払われたものとして、特約を継続してほしい。

(1)担当者から、主契約の保険料払込期間満了後も特約を継続する場合、一括払する特約保険料は積立配当金で支払われるので心配はいらないと説明を受けていたが、実際は積立配当金が少なく、特約保険料の支払いができなかった。

### **<保険会社の主張>**

設計書に記載された積立配当金は、契約締結時の配当率が将来にわたって継続すると仮定した場合の試算値で、将来の支払額を約束するものではなく、募集人が試算値のような不確定情報をもって、積立配当金が特約保険料の一括請求額を上回るとの断定的な説明をしたとは考えられないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時および締結後の事情を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。